

へ議長(高橋千春)日程第十、福生町職員退職給付金積立基金の設置、
管理及び処分に関する条例案について議案第十大号を議題に供
し、事務局を以て議案の討論をいたさします。

へ議会事務局へ次正次郎 朗 読

へ議長(高橋千春)理事者から提案理由の説明を求めます。

へ助役(川窪金吾)議案第十大号 福生町職員退職給付金積立基金
の設置、管理及び処分に関する条例案について説明申し上げます。
地方自治法の改正により第三百四十一条第二項の規定に基き、特別の
目的をもつたものについては基金条例を作らう事が明記されたものと
は昭和三十一年は十五万、三十八年には三十万を退職基金として積立、
おわけがありました。第九条は職員の退職した場合に積立をわけるという
目的でございます。第九条は積立を願として毎年五十万円づつ積立、よ
うと承ります。本年の当初予算には計上してあります。退職加算にわ

措置したいと存じます。第九条は管理について金融機関(の積立又は
確定は方法で保証しないといけない)尚有保証券にもかえり、
ござるというわけです。第四条は運用資金は如何について規定し第
五条にわけるは繰越運用の目的は主として退職資金のためであり、ま
ず第六の項は財政が窮乏した時は借入でござる、この場合は利息をつけ
期間内に必ず返さねばならない。第九条は本件は本件の問題で条例外
の特別な事項については別に町長が定めなければならない。町長はこれ
の条例は三十九年四月から施行したいということでございます。よろしく御
審議のほどお願いいたします。

へ議長(高橋千春)これより質疑を行います。

へ異議はなしと存じます。

へ議長(高橋千春)これにて質疑を終結いたします。おわかりいたします。議案第
十大号は総務委員会に付託し詳細な審議を願う事にいたしました。思

夏、こゝに柳井議あり、吾人の

(異議なしと可なり)

一議長前橋正春の出席議なしと認めます。よろさう決定いたしました。前委員
会の審査報告は本会期中に初願いたします。

議長、前橋予春、日程第十二、福生町の牧職員の給与に關する条例の一部を改正する条例案についで議案第三十号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたします。

議令事務局(次次郎)
朗 詠

一議長(副議長) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（川邊金吾）議院第百五十八號勅令の施行に關する衆例の部を改正する衆例に關する附說明申し上げます。昨年八月、人事院勅令に基き國家公務員の給与等改正にたり、国会に於て十月十八日に成立せしめ、之を以て法律第百五十四号で公布せられたわけがあります。其が省としては一に基き國

福生町議会

家公務員と同様に改正せよとの指示が参り、町としてはどうしても都府の
の給料は安くいという事を常呂町一般職員の組合の方にも言わねえおろのや
ございまして、わいわいも検討を重ねてきたわけや、この機会に都府の給与表
に基き、是正したところかという事や、本案を提出した次第でございませう。

この改正による上昇率は最低が五、六％、最高が二二％となり、さらに通勤手当、勤務地手当、管理職手当の一部は命令で改正しようとするものでございます。國家公務員の上昇率は、六、七％より三％ほど上回つてゐるわけでございますが、これによりスムーズな事務が行われるよう慎重に御審議をお願いいたします。内容について申し上げますと、第十二条第百四号の「百」を「百二十円」には、通勤手当でございます。同じく七条三の第二項第一号は、期末手当を自分の支分から自分の支分に改め、第十八条三の第二項中「管理職」を「平常も自分の支分から自分の支分に改め」とし別表第六の「ハ」の一は、「一般職員」の給与でありまして別表一及び一般職、別表五及事務職以外の事務員、作業

員、運輸手、電話交換手等の給与表でございます。次に明細別表の
ハの二とあります。一般職の給与等を切り替える時は使用上の事務的技術の
方政でございます。明細にはおまは非常に細部にわたり記述いたつたか
単にすくし一般職は昭和二十八年十月一日にさかのぼる適用し、第七人
二は管理職手当については昭和二十九年四月一日から施行するといふ事
でございます。二から十二まではおまも現在のもの條から都職に於て切替
ための技術方政を書いたつて運用上の問題でございます。現在奥手
の月内町改正といたし申しております。

一議長(高橋千春) 二いより質疑を行います。

一三番(大野村史) 私の聞き違ひかと思つて、一般職は十月、単独職は四月から
適用するとの事ですが、作業員の仕事は大変な仕事であり同じ職場で
ありますので同時に適用すべきだと思つております。

一助役(川邊金吾) 私の言葉が足りなかつたと思つて、一般職にしても単独職

といったしても職員については十月一日にさかのぼるという事でありまして
四月一日から施行しようとするのは十八条ウにある管理職手当、課長以
上の給与でございますのでよろしく仰つて願ひます。

一議長(高橋千春) 二いづく質疑を終結いたします。おまかりいたします。議案
第三号は然務本委員会に付託し、詳細な審議を願ふことにいたしました
思ひます。二いに仰畢議ありやんか。

一畢議はレレ好み看あり

一議長(高橋千春) 仰畢議なしと認めます。よろさう決定いたしました。尚
本委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(高橋千春) 日程第十三編生町教育委員会教育長の給与及び歳費
に關する条例の一部を改正する条例案につて議案第三号を議題に依し
ます。事務局長より議案の朗読をいたさします。

一議案事務局長(沢正次朗) 朗読

「議長（前橋千春） 理事者から提案理由の説明を求めます。」

「助役（川路金吉） 議案第三十二号 稲生町の教育長が給与及び旅費等に關する
条例の一部を改正についで附屬明用し上ります。先程附屬明用し上りました
「旅費」の給与改正に伴い教育長が給与についても均衡上改正を生じたため
が従来より多額に旅費の削減のついであり、三万五千円から五万円、今
回は額が五万円と本にされたためでございます。この点については御指
導もありすきりした金額でございます。方々良かろうということ、附屬明用し上
げた次第でございます。」

「議長（前橋千春） これより附屬明用し上りたことを附屬明用し上ります。」

「三番（山田博） 私は現在稲生町の財政難から三枚の値上げについては反対す
るものであります。特に教育長に付くは驚くべき大の値上げであり
理事側との事情もあろうとは思いますが、財政の窮乏に税金を課するの
はあり得るべき事情はどうか、この教育長は教育長として是非を考慮

したいと思っております。私が調べた他町村に付くは大体三千円前後であり
ます。」

「町長（瀬古清蔵） 教育長の給与改正に対し、御意見がありました。他町
村の状況は十分承知しております。しかし、今回の改正について一言御意見を
申し上ります。橋本町教育長は長い間教育界に貢献され、相当額の
恩給も受けておられるのであり、この関係から正規の報酬を評定される
べく低額の報酬で今までもいらしたためでございます。入用という面におき
れば、報酬の差があったわけでございます。入用という点もよく御承
知だと思います。同時に、児童数は増え、難しい環境にあり、いろいろ事情を承
知、御意見も十分承知いたします。ただ、申し上りた点も十分御
承知いたします。」

「三番（大野村大） もちろん最低生活を保証するにのり報酬でありますので私は反
対するものではありません。一考は五万円と上り、おぼろげながらも

のめがう又お聞きしたい。

「町長」頼も清蔵「今日までの実情及び現段階のいろいろは観念から承え合
やう申し上げたいやうでございます。」

「三番」大野行夫「たはりの答弁では私は納得いさません。」

「二番」山田博「統計的には決して安い額ではありません。しかし値上げ
額をいふと青梅市や昭島市の収入税と同額位になり又、近隣市町
村をいふと収入税と教育長は差があらうですけれども猶生的に和らぐ
は同額にあらう。入の点どう承えらるのかお聞きしたいと思ひます。」

「町長」頼も清蔵「いろいろの観点から慎重に承えた結果でございますが
もちろん現在の財政難から特別職の給料を上げろ事は私自体反対です
いまだに上げろといふ言ふ方ありません。一般職の給与改正に伴って、比較率
に和らぐ改正する言ふ方々という事で他の市町村とも改正はなすやうお聞き
やうでございます。決まらず私本意ではございせんけれどもいろいろの観点から所



提案申し上げた次第でございます。お説の御意見からもちろん撤回
もけつこうです。とはなく入のいう立場にある事をわたくしにいたしました。

「一」番「大久保」部「いろいろ御意見があらうけれども、結局はなかなか
大難しい問題であらうと思ひます。審議の上にも一般職との関連もあ
り、本件については総務委員会に付託して、分科審議願ひたいと思ひます。
「議長」高橋千春「これはいろいろ御意見があらうけれども、お聞きしたいと思
ひます。議案第...は総務委員会に付託し、詳細は審議を願うことにいた
していただきます。これは御意見があらうと思ひます。」

「界議」ハレと好む者あり」

「議長」高橋千春「御意見ハレと承ひます。さうござう決意いたしました。
尚委員会の審査報告は本会期中には願ひたいと思ひます。」

「議長」高橋千春「日程上、田嶋生田長野の給与に关する本例の二部を改

正す。各側案につき、議案第ニエエを議題に附します。事務局を
へ議案の討論をいたさず。

へ議案（商榷千春）理事者から提案理由の説明を求めます。

へ総務課長（貴井）を代表し、議案第ニエエにつき、附説明申し上げる。本条例

改正については、取職の給与改正に付した法律第百七十三号に於て、部改

正及び公布施行と同時に適用するに付し、現行は町長八万三

千、助役五万五千、収入役五万二千、若くは教員長五万五千に付し

るも、部指摘あり、国家公務員の特別職の給与改正に付する率を以て

す。大体十二%から十五%上るに付し、これは既に現行町長八万三千

の上昇率十二%と比べたところ、助役五万五千、収入役五万二千の内と

いう数字を出したわけでございます。一取職の上昇率を以て十二%と課長が

大体十二%から十五%、国家公務員に準ずるの改正を以て、初職の給

与表を採用すると、大体町長八万三千、助役五万五千、収入役五万二千、平均に

十二%、最初八万三千、上昇率は十二%に上るに付します。又、この上を
以て、今回の主役の額を附提案申し上げた次第でございます。このように
町議会のまじり願ひいたします。

へ議案（商榷千春）こいより町意見、附復案を行ないます。

へ議案（神野）本件は、この取置長及び主役と同一の問題であり、その

総務委員会に付託し、附議に付し、町議会の議決を仰うことと附提案申し上げ

ます。

へ議案（商榷千春）こいより、附議を結ばせしめます。おはかりいたします。

議案第ニエエは、総務委員会に付託し、詳細に審議を願う事

にいたしたいと思ひます。こいより、附議ありと承知。

へ、附議なしと承知あり。

へ、附議なしと承知あり。議案第ニエエを議題に附します。事務局を
へ、附議なしと承知あり。議案第ニエエを議題に附します。事務局を



一議長(高橋千春) 日程第十五 昭和三十一年度衛生財歳入歳出追加更正
算、第五回についで議案第三十三号(正議題)に供します。事務局より
議案の朗読をいささします。

一議案事務局(米正次郎) 朗読

一議長(高橋千春) 理事より、根拠理由の説明を求めます。

一助役(川口金吉) 議案第三十三号、衛生財歳入歳出追加更正算、第五回
目の説明と申し上ります。三十一年度の最終予算はあり、更正しようとする
の額が千八百二十四万三千九百九十九円、総額二億九千九百九十九万四千四百四十九
円、果実計額がござります。歳入として、町税にわけて二百八十九万、国庫
提供施設等所在市町村助成交付金にわけて百三十五万八千円、地方支
付税にわけて百八十九万、都道府県にわけて百三十九万五
千五百円、寄付金及び百万の歳入とわけてあり、それと雑入金、百八十九万二千
五百円以上であり、歳入にわけておき、それと雑入金は、税務費、一千八百五十三万

九千三百円、これは職員の手改正によるものでござります。歳入費に
わけて、二百三十九万八千円、社会及労働施設費、百八十九万八千
円、千円、産業経費、百八十九万八千円、財産費にわけて、二百三
十九万八千円、雑入金にわけて、三百八十九万二千円の減額で合計になつたわ
けでござります。歳入から細部について、町税にわけて、二百八十九万八千円、
町税にわけて、二百八十九万八千円の増とわけて、二百八十九万八千円、
町の現年歳入と、補助金にわけて、百九十九万八千円、電機料、税にわけて、百三
十九万八千円、これと合算して、二百八十九万八千円の増とわけて、二百八十九万八千
円の国庫提供施設等所在市町村助成交付金、今回、百三十五万八千円の増と
結局、二千八百三十九万八千円、最後決定でござります。支款の地方交付税で
百八十九万八千円の増とわけて、これは普通交付と特別交付に別れ、本年度普
通交付として、百八十九万八千円、特別交付として、四百八十九万八千円とわけて
あります。支款の使用料及手数料は、わけて、百八十九万八千円の増額でござります。

増はなうあります。入の主なものとして、職員、訪手改正は、よめもの、四百
十五万五千円、諸手当は四百八十万円、この中には期束手当も含まれて
あります。旅費に付きまして十四万円、需用費が四十九万五千円、
にらうあります。これは今議にわけの貸金で八十三万の減、消耗品費
食糧費費等の合計から八十三万円を差引いたものが四百五十四万の減
とらうあります。諸費にわける二百三十九万八千四百円、増はございませ
ぬ。主なものとして、研修及厚生費が二万二千円の減、入のから恩給退職
年金及退職一時金を百三十九万九千四百円、これは助役一が教養長一が
入の他、やがを支払うわけがあります。負担金、補助金及交付金にわけ
る百十三万二千円は職員組合の補助金追加と休養料にございませぬ。常備費
に付きまして、三十三万三千三百円の増は、これは維持修費費に付きまして
三十三万四千五百円の増はにらうあります。これは貸金や工事請負費等
の節約によるもので、新築改築費が六十万八千円の増はにらうあります。

この主なものは新庁舎の改築費であります。備品費百五十九万が二二
万、総額三十三万三千三百円とらわります。次に市町村経費
改善費三十一万五千三百円の減はにらうあります。これはいろいろの関係も
あり、一が止ばしく事務に支障がたつのは削減したわけにございませぬ。こ
ろ、火は省都美化運動費にございませぬ。一が五万五千円、これは新事業と
して、スリッポン用筐に伸、美化運動を行うという事で新たに計上した
ものであります。消防費にわける三十三万九千五百円の増は、これは常備
消防により増減が主なもので、水防費は本年は水害関係はありま
でしたので金額削減いたしました。火の土木費に付きまして、百四十二万
八百五十円の増は、これはつては道路橋りょう費十五万の増であ
ります。これは、入のた問題であります。道路新築改築費、三
十五万四千五百円の減、これは土木費を差引いたわけにございませぬ。土木
費とらった所があり削減したわけにございませぬ。都市計画費にわける、百二

